

医療機器基本計画改定案策定タスクフォース 運営要領

1. タスクフォースの開催

「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する検討会 運営要領」6.の規定に基づき、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成 26 年法律第 99 号。）第 7 条第 1 項に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の改定案について検討するため、WG に医療機器基本計画改定案策定タスクフォース（以下「TF」という。）を開催する。

TF の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

2. 協議事項

- (1) 基本計画の改定案の策定に関すること
- (2) その他基本計画の改定に当たって必要なこと

3. 構成等

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) TF に座長を置き、構成員の互選により選任する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 会議の公開

TF は、公開することにより個人・個社・団体の非公開の情報を含めた情報を扱い、その公開により個人・個社又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれや自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあることから、原則非公開とする。

5. 資料及び議事録

TF の議事概要は、後日ホームページにおいて公表する。また、資料は、座長が認める範囲において公開する。

6. 守秘義務

構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

7. 庶務

会議の庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局、文部科学省及び経済産業省の協力を得て、厚生労働省において処理する

8. その他

この運営要領に定めるもののほか、TF の運営に関し必要な事項は、TF で定める。